

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和8年6月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
関下複合商業施設
名取市杜せきのした五丁目20番地35 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マースコーポレーション
東京都府中市栄町三丁目1番地の1
- 3 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

【変更前】

施設名	位置	収容台数
第1駐車場	添付図4のとおり	94台
第2駐車場	添付図4のとおり	111台
第3駐車場	添付図5のとおり	216台
第4駐車場	添付図5のとおり	195台
合計		616台

【変更後】収容台数のみ変更

施設名	位置	収容台数
駐車場1	添付図6	112台
駐車場2	添付図6	107台
駐車場3	添付図7	216台
駐車場4	添付図7	84台
合計		519台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更後】

小売業者	開店時間	閉店時間
A棟	午前10時	午後8時
B棟	午前6時30分	午後11時

【変更後】

小売業者	開店時間	閉店時間
A棟内の全ての小売業者	午前7時	午後9時
B棟内の全ての小売業者	午前6時30分	午後11時

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

【変更前】

施設名	駐車可能時間帯
第1駐車場	午前6時から午前0時
その他の駐車場	午前9時から午後9時

【変更後】

施設名	駐車可能時間帯
駐車場1～2	午前6時から午前0時
駐車場3～4	午前6時から午後10時

③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

【変更前】

施設名	駐車可能時間帯
全ての荷さばき施設	午前6時から午後9時30分

【変更後】

施設名	駐車可能時間帯
全ての荷さばき施設	午前6時から午後10時

4 変更をする年月日

- (1) 令和9年1月20日
- (2) 令和8年5月20日

5 届出年月日

令和8年5月19日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び名取市役所

7 縦覧期間

令和8年6月12日から令和8年10月12日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）」及び意見書様式を参考のこと。